

『社会的養護における進学支援』

樋口 亜瑞佐 (愛知教育大学心理講座)

Academic support in Social care

Azusa HIGUCHI (Department of Psychology, Aichi University of Education)

要約 社会的養護における入所児童らの高校への進学率はアップしている。これに関連して、児童養護施設退所者の高等教育機関(大学・短期大学・各種専門学校)への進学率も伸びてきており、各種貸付・給付型等の奨学金制度の拡充や、社会的養護出身者を出願対象とする大学のコースも徐々に展開している。こうした社会資源の後押しも進学率をアップさせる要因として機能していると考えられる。また児童養護施設は厚生労働省の指針に伴い、退所者らのリービングケア・アフターケアを充実させられるような人員配置やその人材育成に一層力を入れる方向へ転換期を迎えており、退所前後のケースに対する支援の精度を上げることが重視されるようになった。だが、こうした変化の一方で、一般家庭と比較すると施設退所者の進学後の中退率は全体の30%近くにもものぼることが問題となっている。これには彼らの原家庭の状況に依拠する経済的基盤の弱さや、彼らが困難に陥った際に原家族が相談相手として機能しにくい点のほか、トラウマの問題、レジリエンスの立ち上がりにくさや自己史の未整理といったことが考えられる。そこで本稿は、児童養護施設における進学や中退に関する現状を概観し、困難に陥った際の心理的課題として考えられることを踏まえ、今後の心理的支援について検討することを目的とする。

キーワード： 児童養護施設, 進学支援, 心理的支援 レジリエンス

1. はじめに

1-1. 児童養護施設の進学状況

厚生労働省は社会的養護について、「保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う」と示している。現在のところ社会的養護対象児童数はおよそ45,000人とされ、その枠組みのうち児童福祉施設の一形態であり、2019年度の段階で全国に605ヵ所設置されている児童養護施設には概ね25,000人の子どもたちが生活を営んでいる。

児童養護施設(以下、施設と略記する)とは、児童福祉法第41条に定められた「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を目的とする施設」である。昨今では養育者による虐待を理由に措置されるケースが増加する中で、退所後の自立支援(進学・就職)といった、社会的養護の枠組みを巢立ったあとのサポートも注目されている。

以前に高橋(2010)は、1990年代は施設退所児童の子どもたちの最終学歴はその約半数が中卒だったが、高校進学率が少しずつ一般家庭の子どもたちの進学率に近づき

つつあることを述べた。厚生労働省(2017)によれば施設児童の高校進学率は96.0%(全中卒者98.7%)であることが明らかになっており、この10年ほどで中卒後に働くことが当たり前という施設の風潮は明確にかつてのものとなりつつある。大学等の高等教育機関への進学率も各種貸付・給付型等の奨学金の拡充のほか、2018年度入試からは青山学院大学が導入した施設出身者を対象とする学費免除の推薦入試制度など、施設児童が社会で生きるうえで一つの武器になるといえる学歴を得ることを可能にする窓口は少しずつ増えている。

しかしながら、認定NPO法人ブリッジフォースマイルの調べ(Table1,2014)によれば、施設出身者の進学率は24.5%(全高卒者71.2%)に留まっており、特筆すべきは4年以内の中退率が3割にもものぼる点である。

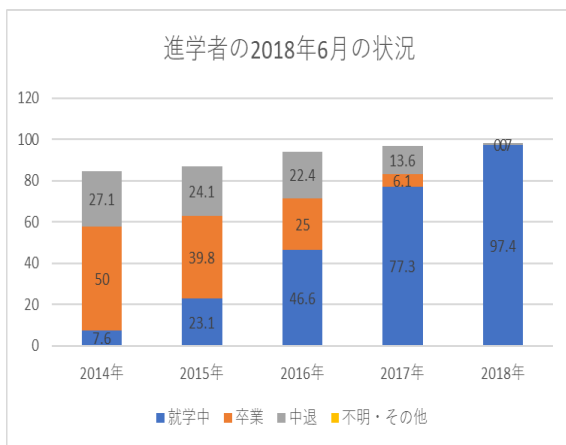


Table 1 認定 NPO 団体

ブリッジフォースマイル自立支援白書(2018)より

1-2. 進学継続を困難にさせる諸問題

養育者らによる経済的支援を見込めない、あるいは音信不通であるといったような背景をもつことも多い施設出身者にとって、学費のほかに生活費諸々を工面する大変さは過酷であり、そうした経済的問題は中退率を高める大きな要因となっている。上田ら (2016) らも、「入所以前からの家庭環境の厳しさに由来する問題、そして現状では決して十分とはいえない社会的支援の中で子どもたちの育ちは様々に一般家庭との格差を生む」ことを指摘する。

また片山 (2018) は施設児童の退所後のアフターケアのあり方について、施設職員の離職率の高さに関連する「相談のしづらさ」を指摘している。これは進路選択や退所といったリービングケアを支えてくれていた信頼のおける職員が離職してしまうことで関係性の途絶えが起こり、施設へ連絡しても誰に相談をしていいかわからず、連絡すること自体を躊躇することが原因となっていると考えられる。そのため様々な困難や不安が生じた際に、施設出身者は目の前の問題を扱えないまま諦めてしまい、結果的に退学せざるを得ないというのも中退率の高さに反映していると考えられる。

そこで本稿では、施設児童らの進学支援における心理的側面からの諸問題をもとに、関連する先行研究などを概観しながら、可能な心理的支援のあり方について検討することを目的とする。

2. 児童養護施設の現状

2-1. 早期に迫られる自立と二次的リスク

施設児童に象徴される社会的養護の子どもたちは、かつて Freud, A.ら (1947) も指摘したように、発達のあまりに早期の段階から社会的自立を求められる。一人ひとりの子どもたちの『個』の育ちを尊重することが大切であるとは理解されながら、やはり『集団』での生活は発達早期から状況把握や身辺自立といったスキル獲得を急がせる。集団生活のもたらす影響がそうさせることに加えて、そんな彼らの生活面全般を支援するケアワーカー(児童指導員、保育士の総称)の人員配置の不十分さもまた、発達早期からの自立を急がせる要因の一つである。大人の手が足りないとおのずと子どもは大人の手が空くの待つか、自分でどうにか対処してその場をしのぐようになる。ここで納得して待ったり進んで対処できたりするようなケースはまれで、子どもたちははぐずったり文句を言ったり、ときにはパニックに陥ることすらある。現在までのところ施設のケアワーカー配置基準はだいぶ引き上げられてはきているものの、子ども一人ひとりの育ちに丁寧に寄り添うことを第一に考えると、十分であるとは言いがたい。

マンパワー不足は、個別の関りを求める子どもたちにとって自立を急がせることはもちろん非常に深刻な問題である。乳幼児期の段階で入所する子どもたちの多くは抱っこやおんぶ、肩車などの身体接触を日常的に求めてくる子がほとんどである。言語理解が進めば日常会話でのコミュニケーションを、発達段階が進めばよりいっそう、考えていることや感じていることを言語あるいは非言語のかたちで表現し、大人のリアクションを求めてくる。だがマンパワー不足によって、その都度子どもたちの要求にかなうリアクションを提供することは難しい。そうした日々のなかで対応する大人のありようがどのようなものだったか、そもそも対応する大人がいたのかは、子どもたちの心理的発達に影響を及ぼし、将来的な進学意欲やその先の人生の展望をもつ力にも関係すると思われる。

自立を急がせることによるネガティブな部分ばかりを述べたが、ポジティブな部分もある。というのも、原家族に将来的な物質的・情緒的サポートを期待することの困難なケースが多いため、発達のそぐわないレベルで自立を強いられた結果、そこで身についたスキルが後に彼らを助ける場合がある。

伊藤ら (2019) の調査によれば、施設を退所した者が施設入所中に身についたと思うもののうち最も多い回答が「掃除・洗濯」や「基本的な生活習慣」であり、最も少ない回答だったのが「金銭管理」となっている。

この結果から、施設内における「掃除・洗濯」や「基本的な生活習慣」といった日常的なルーティンは、自立支援という名目も踏まえて個人でできるようにと指導・支援されるが、「金銭管理」といった施設外でのお

金の授受を伴うルーティンは個別に教えてもらう機会があまりないと考えられる。限られた措置費の範囲を出ないようにケアワーカーらでしっかり帳簿管理をしている施設がほとんどであり、子どもたち個々人に出費の費目を詳らかに整理させているという施設はそう多くないだろう。こうした施設養育の行き届きの濃淡は、施設退所後の彼らの生活の中でアンバランスな部分として浮き彫りになる。

このように、決してレディネスとはいえない状態の「強いられた自立」の弊害として、どうせ自分の主張は通らないといった諦めや、自己の存在意義の認識の揺らぎが起りやすくなる。コンディションによってはそれが怒りや抑うつへと変わるケースもいるだろう。このような状態に陥ると、むしろ他者からの手助けや助言などの後押しをされることに強い防衛が働き、不適切な拒否や拒絶を招く可能性もある。

こうした積み重ねが進路を決める段階になって、自分の思い描くような進路なんてかなうわけがないと思込んでしまうことや、周囲が進学を勧めてくれることに対して、どうせ無理だと思っているのになぜ薦めるのかという疑心暗鬼を生み出しかねない。

「施設で育った子どもの自立支援（高橋ら、2015）」では、短大進学を果たしたある入所児童によるエピソードが描かれている。そこには、高校生入所児童がケアワーカーから「5年後、どんな生活をしていたい？」と尋ねられ、「自分がしたいこと、していきたい生活、就きたい仕事なんて考えてみたこともなかったから、そのときはなにひとつ答えられなかった」と当惑した様子が綴られている。これには入所児童の将来をイメージする際のありようが示されており興味深い。同著にはかかわりのヒントとして、周囲の多くの年長の入所児童らが高卒以下の学歴で出て行くのを見ていることによって、年少児童らは自分のこれからの進路も「そういうものだ」とらえがちな点を指摘する。Annika,E.,eds (2019)らは施設におけるキャリアの長いケアワーカーによる日々の所作が若手のキャリアにおよぼす影響について述べているが、こうした上下関係のキャリア育成におけるモデリングは、その後で退所を控える子どもたちにとって我がこととして重なりやすい。これは近い将来へ向けて自分自身のなかにある豊かな未来を描くきっかけを摘んでしまう事態にもなりかねない。子どもが将来こんなことをしてみたいと感じること、暮らしてみたいと想像する生活、就きたいとイメージする仕事、などを気後れせず自由に話せるような雰囲気づくりはもちろん、可能性の幅をもたせつつ、現実的などころもしっかり認識したうえで大人

の真摯な応答があることが望ましい。

もちろん、高等教育機関に行きたいと考えることが絶対ではない。あくまで子ども自身が主体性をもって将来をイメージする力をもてることに意味がある。そしてそんなタイミングで彼らが自分自身がここ（施設）にいることや、そもそもここ（施設）に行きついた経緯、これからどこへ向かうのか、ふとそこに強く意識が向くことも多い。

2-2. 入所児童を取り巻く問題

(1) 被虐待による心理的問題

虐待を理由に施設入所するケースは全体の59.5%（厚生労働省、2019）とされている。また、入所前の段階では明らかでなかったが、入所後に虐待経緯が発覚するケースも含めると、全体の割合は相当数にのぼるといえる。

虐待の影響による心理的問題として、子どもたちは他者への基本的信頼感を損なわれていることが多い。情動のコントロールを培う上で欠かせない、情動調律の機会を養育者とのあいだに安全安心に重ねることもままならず、注意欠如傾向が強かったり、あらゆることに対して無気力であったり、衝動性が高いなどと、顕在化する課題行動には枚挙にいとまがない。これに関連して虐待を受けた子どもの影響について、Rotter,J.B.(1966)は「内的統制の欠如と外的統制への屈伏」がみられることを社会的学習理論として習得することのリスクを指摘する。これは虐待の孕む、支配-服従の関係が日常になると、理不尽であるなしに関わらず力で制圧されることにだけ表面的に自己統制され、内的には大きな混乱をもたらし、情緒機能がうまく育たないことを意味する。例えば不適切に強く進路に関する意見を出されるようなことがあると何となくそれに屈伏し、その方向に向かうがそれは自己効力感を保った真の自己決定ではないため、その後無気力に陥ってしまうことにつながりやすい。Gökmen Arslan.(2016)は、心理的に不適切な状況下に置かれることが自尊心に多大に影響を及ぼし、思春期以降の行動に深い相関があることを示している。不適切な環境にあったことが子ども自身の責ではないという事実を、しっかり認識できるようなやり取りをすることが、その後の生活を生きやすくするための重要な鍵になる。

また、ネグレクトのケースに見られる二次的障害として、「自分が言葉を発したり、何かを表現したりしたとしても誰にも受け取ってもらえない」という認識の常態化する点がある。これは将来を思い描く、希望を述べる、といった主体性を奪い、その後の進路を考える段階で「どうでもいい」「どうせ思い描くなんてしたところで」と

結論づけてしまうリスクが高い。仮に進路決定して自立生活をスタートさせたとしても何かに躓いた際に、「どうせ自分なんてこの程度」と、向かうべき道を自ら断ち切ってしまうことも起こりえるだろう。被虐待の種別によって、そのダメージの質もさまざまであると考えられるが、井出 (2014a) の指摘するような、「女子の自尊感情の低さや空虚感の高さ」が施設児童に見られる特徴である点からも、性差にも配慮しながらリスク理解に努める必要があるだろう。

(2) 施設独自の問題

四方ら (2001) は、虐待を受けた子どもにとって、「できる限り平穏で予測可能な日常を確保して、依存欲求を満たす関わり」の必要性を示唆しており、筆者もそうした環境がもたらす肯定的な影響の大きさを痛感する。

しかしながら、安全で安心な生活を提供することの重要性は多く述べられているものの、被虐待によるストレスの高い子どもたちが施設という閉塞的な場に暮らすことは安全で安心な状態を保つことを相当難しくさせる。些細なことから発展し大ゲンカになることは子どもならしばしば起きることだが、特に施設ではこうした暴力を誘発する事案が日常的に起こりやすい。仮に虐待経緯をもたないにしても、田嶋 (2009) も述べたように「大人であれ、子どもであれ、閉鎖性の高い空間でストレスに満ちた生活を共にする時、きわめておこりやすい性質」のものが暴力である。暴力問題が起きることによって、当該の子どもはもちろん、周辺にいる子どもたちも、自身が受けた虐待がフラッシュバックしてしまい、知らず知らずのうちに怒りや無気力に襲われる場合もあるだろう。このように、理不尽に傷ついた過去のトラウマが賦活されやすいのも施設で生活するうえでの特性といえるだろう。こういったところに起きる日々の揺らぎは、「なぜ施設にいるのか」「なぜ施設にいなくてはいけないのか」と、施設に暮らす現実への直面化をもたらし、整理がなされないことはさらなる弊害を生み出すと考えられる。

また、施設ではケアワーカーの離職に伴う、アタッチメント対象の喪失も起きる。これは突発的であったり、年度替わりのタイミングであったり、さまざまである。これがもし一般家庭であれば、アタッチメント対象が突発的あるいは年度替わりのたび入れ替わるといった事態は考えにくい。さらに一日のなかで、朝に「おはよう」、夕方に「おかえり」、夜に「おやすみ」と声をかけてくれる養育者が異なることも施設の日常であり、一般家庭の非日常である。それにくわえて急な子どもの入退所も

日常であり、一般家庭でも社会的にもそれは非日常である。

こうした見通しの持ちにくい施設での生活は、子どもたちのなかに育つはずの「見通しはもてるもの」という効力感ではなく「見通せるものなどない」という学習性無力感をもたらす。このように施設独自の問題として、依然として避けられがたいケアワーカーの離職率の高さを含む流動的なメンバーの入れ替わりは、子どもたちにとって将来の見通しをもちにくくさせ、進路決定にも色濃く影響すると考えられる。

3. 進学における心理的支援を探るうえで

このようなリスクを踏まえ、さまざまな側面から施設の子どもの進学やその継続について、適切な自己統制感や自尊感情の醸成はもちろん、不適切に混乱することを予防するための心理的支援を考えた場合、どのような介入や手立てがあるだろうか。

そこで入所前後から進学支援までを段階でとらえ、可能な心理的支援のアプローチについて、全国社会福祉協議会 (2019) の述べる、施設が大切にすべき 3 つの柱の機能である、アドミッションケア (入所前後)、インケア (入所中)、リービングケア (およびアフターケア/退所前後) の 3 段階で検討する。

3-1. アドミッションケア

(1) 入所までを丁寧に紡ぐサポート

施設や里親に措置される前に子どもたちは一時保護の期間を経る。一時保護とは、児童福祉法第 33 条において「児童相談所長は、必要があると認めるときは、(中略) 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適切な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と定められた、一時的な児童の保護を指す。

施設や里親に一時保護委託されるケースのような一部のケースを除き、ほとんどのケースはいったん児童相談所 (以下、児相と略記する) 管轄の一時保護所で身柄を保護する。

一時保護所によって細かいルールや取り決めは異なるが、概ね共通するのは保護されている子ども同士で連絡先を教えあうことや、保護所に来た経緯を話すことはタブーである。また保護されてくる子がいる一方、家庭復帰や各種施設措置、里親委託等の決定に伴って去る子どももいるため、日々メンバーが入れ代わる点で施設と共通する。身柄を保護されているとはいっても、そうした不可

抗力の非日常体験，子どもによって大きなトラウマとなることを周囲の支援者は覚えておく必要がある。

一時保護中は，家庭から分離して衣食住環境を提供され，一定期間行動観察や医師の診察のほか，児童心理司による心理検査等が行われる。行動制限がかけられることを考慮して滞在期間は最大2か月程度と上限を規定している。その間は初めて出会う人間に囲まれ色々な質問を（ときに同じような内容を何度も）され，起居をともしにする。環境変化に対して子どもはストレスを感じやすいため，可能な範囲で今後の見通しのことを伝え，不安に感じることは適宜取り除く配慮が望ましい。そして，虐待や貧困と援助希求の関係について金子（2018）が指摘するように，支援を必要とする家庭ほど支援を求めないといったように，地域で孤立しSOSを出せなかった家庭に育ち，一時保護される子どもも多いといえる。このように，大人が困ったときに他者に助けを求めるといった様子をモデリングする機会を持たずに育つ子どもたちにとって，いざ自分が困ったときに誰かに「頼る」といった選択肢が浮かびにくい。

そのため，施設への措置が決定した場合は，児関係者は，今後生活する施設の職員に「頼る」ことを伝えておく必要がある。また措置先となる施設のケアワーカーや心理職を含めた支援者は，挨拶や施設見学など施設に入所する手前のつなぎのサポートを行い，安全安心の感覚を提供するとともに，信頼関係を構築する必要がある。その際，つなぎのサポートと心身状態のアセスメントを平行して行い，子どもの特性を丁寧に把握できると，環境変化へのアレルギー反応を少なくすることにつながると考えられる。そうしたこまやかなアドミッションケアが，その後の心身の発達に大いに影響すると思われる。

(2) 入所経緯の理解のサポート

子どものなかに生じている，入所に対する戸惑いや入所に至った経緯に関する理解の度合い，先の見通しや将来のイメージをどれぐらいもてているのかを知ることは，心理的支援の大きなヒントになる。そのため，入所後の生活が一定落ち着いた段階に，そうした事柄についてゆっくり丁寧にうかがう枠組みを提供することが必要である。なぜ入所早々ではなく，生活が一定落ち着いた段階かという点，安全安心の感覚をもてない段階に子どもを内的に脅かし不当に混乱させることは，二次的な弊害（フラッシュバックやパニック，入眠困難や過覚醒をもたらすなど）を派生させるリスクが高いからである。そのため，援助指針を検討するうえで可能な限り早く把握したいからと子どもへの配慮を欠くタイミングで介入するこ

とは禁忌であり，あくまで子どもの状態に応じて実施することが望ましい。

そんな中で，受験学年の段階で入所するケースは，今後も入所が続くようであれば通学域や費用に関する事柄などを含め，それまで考えていた受験先を再検討する必要性が出てくる場合もある。これまでのことはもちろん，受験やその先の進路について描いていたイメージを丁寧に理解しながら，入所したことによって不当な無気力感に襲われ，未来に対して自暴自棄にならないための配慮が要される。この場合の配慮として，「入所」という現実と「受験・進路選択」というそれぞれを混同させない工夫が要る。被虐待の背景をもつ子どもの希望や意欲のもちよりの低さは多く指摘されており（Oates,R.K.,1985など），何かを選択するといったときに施設にいるという現実や入所に至った経緯をそこに重ねすぎると，進路選択の趣旨をあいまいにさせる。

入所経緯の理解のサポートは，その子どもの人生そのものを理解するサポートであり，その目的は未来をより豊かなものにすることである。脅かすことなく，冷静に今後の進路について考えられるためにも，まず安全安心な状態を提供し，いまその課題を扱えるのか適切に判断し，進めていくことが求められる。

3-2. インケア

(1) レジリエンスの視点から

門永（2012）は，施設の子どものレジリエンスの特性について質的コーディングをもとに5つに分類している。それによればレジリエント（良好な適応状態をここでは指す）な入所児には，①心身の安全が確保されていること，②周囲の支えを認識していること，③家族の複雑性を理解していること，④自分が今ここにいることを受け入れていること，⑤将来について前向きな見通しがあること，といった特性を述べている。3-1 (2) でも述べたが，この①にあるように，心身の安全が確保されていることはインケアにおける導入の肝だといえる。

なお，このレジリエンス特性に関する研究の調査対象者は中学3年の受験時に施設入所しており，その後高校進学を果たして通学している者となっている。安全安心を感じながら「いま，ここ」にいる自分やそこにいきついた自分を現段階で受けとめられており，なおかつ将来展望に明るいといった，進学支援を提供されるレディネスにある状態といえる。

こうしたことを踏まえると，子どもの人生史の整理や読み直しを時系列で行い，事実を分かち合いながら新しい未来について考える一歩ずつの支援が重要であるとい

える。ひとまず以前のことを横に置く、といったようにして目先の進路選択だけを見るのではなく、その後のレジリエンスが立ち上がるためのサポート、トラウマのケアや人格形成にとっても有用なやり取りが大切だと思われる。今急いで決めないといけない重要な案件ほど、急ぐことだけに執心せず、心理的支援と平行して行うことが有機的なケアにつながる。

これに関連して、井出 (2014b) は、キャリア・カウンセリング・プログラムの開発において、「子どもたちがおとなになることに対して内発的に動機づけられる必要」を指摘する。彼らが自分の進路や将来を外発的に動かされて考えるのではなく、自分のこととして考えるようになってはじめて、有効な進路支援だといえる。

(2) 出自を知ること・生い立ちを整理すること

インケアの段階に扱うことで、その後の子どもの人生において支えになるものはたくさんある。そのうちのひとつが、出自を知り生い立ちを整理することである。インケアの利点として、施設にはさまざまな専門家や機関が関与することも多いため、これについて連携や協働を図り、子どもに応じた扱い方の幅をもたせられる点がある。

Richard,R (2005)らは、「なぜ家族と自分が一緒に住めないのか、というそもそものところを大前提として扱う」ことの意味について指摘する。この根本から混乱しているケースに、未来を思い描くことができるだろうか。これに関連する支援として、施設での実践例も多く聞かれるようになったのが、ライフストーリーワーク (以下、LSW と略記する、) である (檜原 2008 / 檜原・藤澤, 2009 / 徳永, 2011 / 片山, 2016 など)。

表 - 1

LSW の 3 つの形式 (山本ら, 2015 を一部加筆)

	ストーリーワーク	ライフヒストリーワーク	ライフストーリーセラピー
主な担い手	子どもの養育者(ケアワーカーや里親など)	ソーシャルワーカーなど	心理職 (児相心理司など)
特長	子どものストーリーを聴き、子ども自身の認識	誕生から措置までの子どものライフヒストリーに関する情報	親世代からの家族の歴史、現在の行動や感情と過去の結

	や自己像・家族像を理解することを中心とする LSW の基本となるアプローチ	を収集・提供し、子どもが自分の歴史を知ること支援するソーシャルワークに基づいたアプローチ	びつき、喪失体験や外傷体験などについての整理を目的とした治療的アプローチ
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとの関係性の形成, 事実を語りやすい環境や子どもの語る力の醸成 子どもの記憶や, 歴史の共有と, 記録化 子どもの認識や, 家族像の理解と明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや家族の正確なライフヒストリーに関する情報を収集・提供し, 子どもが自分の歴史を知ること支援するソーシャルワークに基づいたアプローチ 親子関係の修復/再構築のための支援 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと現在の養育者の関係性の強化 事実に向き合い, 胸に収めていくプロセスへの同行 分離/喪失体験や被虐待体験からの回復の促進
限界	子ども自身の理解や認識を確かめることを主な目的としている。そのため歪んだ認知や否定的な認識の修正を試みることはあっても、不正確な情報や成育史の空白を補い、子どもに提示することは少ない	支援者が子どもや家族に関する事実を説明することに力点が置かれているため、時として子ども自身の意見や希望が見過ごされがちになることもある。また、ネガティブな情報やトラウマ体験を踏み込んで扱うことは少なくない	支援者に子どもの発達やアタッチメント、トラウマなどに関する専門的知識・技術が要求される。過去の分離・喪失体験や被虐待体験に直面するため負担も大きく、子どもと支援者双方に相応の覚悟や動機が必要になる

表-1のように、LSW に関連する取り組みの概要はこのように紹介され、社会的養護の枠組みにおける実践の中で一定の効果が得られている。施設の子どものために、

「いまここにいる自分」を点から線へ、線を実線へと確かなものにしていくプロセスであり、新しいライフストーリーへ進む力を生み出すと考えられる。それは、かつてのことを読み直すことで、先のことは「見通しをもって考えられるもの」と自己統制感を回復することにつながると考えられる。

進路支援を考えるうえで、こうした取り組みがインケアのうちにあることは、将来をイメージする素地を造るうえで重要な取り組みだと思われる。

3-3. リービングケア・アフターケア

(1) 「助けて」がいえるようになるために

冒頭でインケアの頃に進路選択を支えてくれたケアワーカーが離職してしまうと、その後誰に相談していいかわからずに結果的に大学を辞めてしまうケースもいることについて触れた。そうした関係性の途絶えが起きることによって歩んできた足を止めてしまうリスクのほか、そもそも孤立した家庭に生まれ育ち、「助けて」がいえないで育ったケースも多い。

そのため、リービングケア・アフターケアの際、困ったときにどうするか、という対処法について伝えることは必要だが、困ったときに他者に頼り、ほどよく依存できることの意味についてもあわせて伝えるべきである。リービングケア・アフターケアは自立支援を目指したケアだが、だからこそ他者に依存することの大切さも知ることが必要になる。河合(1998)は「自立は十分な依存の裏打ちがあってこそ、そこから生まれ出てくる」ことを述べた。自立は依存を自己受容し、はじめて生まれる力だといえる。

リービングケアは例えるなら鳥が巣立つ前に自分の羽が十分に開くのか、長旅に耐えられるのか、確認を行う準備期間である。羽の調子が万全でないならば、なぜその状態なのか考え、長旅の行程をチェックしながら、休憩スポットを予め知っておき、トラブルがあった場合のライフライン（相談先・相談手段）を必ず確認することが必要である。そうしたライフラインを活用することの大切さも併せて伝えておくことで、進学後の生活に支障をきたしたとしてもすぐに全て諦めてしまうようなことは起こりにくくなるだろう。

(2) まず経験することから

アフターケアのなかで、「病院に行くとお金がかかるなんて知らなかった」「交通費がこんなにかかるって初めて知った」「自分で用意しないとにも始まらないことを痛感した」などといわれることがある。措置費や

各種福祉補償によって社会的養護の子どもたちの生活は担保されているため、ひとたび社会に出てみてはじめて公的なお金がどの範囲に及んでいたのかを知ることになる。また施設は日ごろから関係者のほか見知らぬ業者などの出入りも頻繁であり、実習生などを含めると相当数の人の行き来がある。人馴れすることが悪いことではないが、それが社会生活において汎化し過ぎると悪徳商法に引っかかるなどのリスクも高くなる。そのため、施設で暮らしたからこそ知らないでいる可能性の高い常識について、敢えて示すといった自治体もある（京都市作成「船出のためのナビ」,2018など）。

経験し、失敗し、学ぶというのは誰にでも起こることである。だが、多くの研究者によって実証されてきたように、自己肯定感や自尊感情の低さが顕著である施設出身者にとって、経験することや失敗することは心理的ダメージが強く、できるだけリスク少なく進路を考えてあげたいというのは多くの支援者に共通する想いである。

しかしながら教育機会における様々な経験こそがレジリエンスを促進させ、自己肯定感をアップさせる重要な要素であることは事実であり（Karen A. Randolph & Mark W. Fraser, & Dennis K. Orthner, 2004, ; Mark W. Fraser, 2004），その後の人生を豊かなものにするを目的として、教育機会を得るために進学を支援することには意味がある。

心理的支援として、彼らのなかにある不安や将来へのイメージのもてなさ、あるいはイメージはあってもトライすることへの躊躇についてじっくり寄り添いながら、仮に躓いたとしてもそれはすべて今後生きることを継続して伝えることはその後の人生に生きてくる。

彼らの育ってきた経緯を思えば、周囲に対して不信感が拭えなかったり、未来を建設的にイメージしにくかったりすることは往々にしてある。それでも取り組もうとすることを大いに評価し、失敗したとしても取り組んだこと自体の意義を伝え、次また取り組もうと気持ちを新たにできるよう、周囲はただそこで変わりなく「確かなまなざし」を向けることが課題である。

4. まとめと今後の課題

全国的に、中学生～高校生にかけて学校カリキュラムの一環として就労体験を数日かけて実施し、社会を知るチャレンジと銘打った取り組みがあるが、社会的養護の場合、より早いうちからのキャリア支援を実施することで、具体的な将来展望の幅が広がるケースも想定される。例えば、義務教育の段階から大学等のオープンキャンパスに触れたり、各種奨学金制度のことについて知ったり

する機会を、見直しをもって早期から子どもたちへ提供することはキャリア教育の一環となり、自立支援につながる一歩になると思われる。

また、施設の措置も18歳を迎える年度末にその枠組みから巢立つことがこれまではほとんどだったが、厚生労働省(2017)は「自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができるよう」と通達した。これは高等教育機関への進学をしながら、施設での生活や諸々の自立援助を継続的に受ける権利の担保を示し、経済的基盤や情緒的サポートを原家族から得ることが難しいケースにとって喜ばしい施策である。

井出(2014b)は、施設児童における自立支援について単に、「社会的スキルの獲得や就労支援に限定されたものであってはならない」と、本来の発達段階のような順序だったスモールステップで前へ進むことの難しい、支援の年限にリミットをもつ施設児童のそれが「期限切れ」を余儀なくされた自立であると指摘する。

確かに子どもたちの主体性を一律に支えながら進学支援を行うことは時間的制約のなかでも非常に難しいため、単にキャリア教育を行うインプット型ではなく、やり取りを通じて彼らが青写真を主体的に描け、心理的自立を平行させられるような支援が望ましい。また、主体的になりきれないケースについて永野(2012)も述べるように、子ども自身の問題で終わらせるのではなく、「進学意欲を育む関り」という視点が有効であるということが前提であることを忘れてはならないだろう。

社会的養護の枠組みでキャリア教育や支援を行う場合、ケースに応じて養育者の存在や状況を正しく認識することを併せて行うことも重要である。なぜいま、そうした教育や支援を提供するのかという意図を伝えることは、彼らにとって酷なことであるかもしれない。だが物質的・情緒的支援を頼るには原家族が厳しい状態であることを認識したり、今ここにいる自分自身を適切に受け入れ理解できているかどうかを推し量ったりすることなしに、今後を考えることは困難である。そこで現実を直視しきれず、進学意欲すら削がれてしまうケースもいるが、それであれば今ここにいる自分についてしっかり読み直しを行うタイミングと考えることもできる。

直視することで痛みを感じるプロセスを経て次へ進むことは、不当な無気力に陥るリスクを低減させる。それは真の自立に向かう大きな一歩であり、そんなときに心理的に適度な依存を経験することはレジリエンスを備えることにつながる。

レジリエンスを促進させる大きな要因として、「少なくとも一人の重要な他者との関係があること(Emmy E. Werner,1993)」が、数十年に渡るコホート研究によって報告されている。そうした重要と呼べるたった一人の他者が、その子ども自身が存在価値を自分の中に見出すことを可能にする。それは他者からのたゆまないまなざしがあることを感じて育つことの、人格形成における影響の大きさを示唆する。

これに関連して、乳幼児期の段階に情動調律の機会があることは、他者の確かなまなざしを感じる体験であるが、社会的養護の子どもたちはこうした経験が希薄であることが多い。そこで「可能な範囲ゆったりと子どもの傍にいて、何かあったら安心というように感じさせることだけでも、子どもにとって情動調律の意味をもちえる(鯨岡,2006)」ことを大切に、決して特別なことをするのではなく、ただそこに居ることには実は大きな意味があるのだと思われる。

今回は先行研究の概観をもとに、社会的養護における進学支援にまつわる心理的支援について考察を行った。今後は施設出身者であり高等教育機関を卒業した経験をもつ当事者らのインタビューをもとに、進路選択から卒業を果たすまでの一連の経緯に関与した心理的要因について質的研究をもとに検討する。

引用文献

- Annika, Eenshuistra.&Annemiek,T.Harder.&Erik,J.Knoth
(2019) : *One size does not fit all: A systematic review of training outcomes on residential youth care professionals' skills. Children and Youth Services Review.vol103.135-147.*
- Anna Freud,&Dorothy T.Burlingham (1947) : *Infants Without Families;Reports on the Hampstead Nurseries,1939-1945. International Universities Press.*
- Emmy E. Werner.(1993) : *Risk, resilience, and recovery: Perspectives from the Kauai Longitudinal Study. Development and Psychopathology.5(4).503-515.*
- Gökmen Arslan. (2016) : *Psychological maltreatment, emotional and behavioral problems in adolescents: The mediating role of resilience and self-esteem. Child Abuse & Neglect.52 200-209.*
- 平井美佳 (2016) : 児童養護施設の高校生における進路選択-進路に対する態度と自立を支える心理的要因との関連-. 横浜市立大学論叢人文科学研究科. 68(19). 60-93.

- 井出智博 (2014a) : 児童養護施設中学生の時間的展望と自尊感情-有効な支援を行うために-. 静岡大学教育学部研究報告 (人文・社会・自然科学篇). 第 64 号. 61-70.
- 井出智博 (2014b) : 児童養護施設年長児童に対するキャリア・カウンセリング・プログラムの開発. 第 43 回三菱財団社会福祉事業・研究助成 研究成果報告書.
- 伊藤嘉余子・高橋順一 (2019) : 児童養護施設退所者の幸福度に影響する施設ケアに関する検証. 社会問題研究. 68. 39-48. 大阪府立大学学術リポジトリ.
- 門永朋子 (2012) : 児童養護施設における子どものレジリエンスの特性に関する考察. 子ども家庭福祉学第 12. 35-44. 日本子ども家庭福祉学会.
- 金子恵美 (2018) : 虐待・貧困と援助希求 - 支援を求めない子どもと家庭にどうアプローチするか -. こころの科学. 202. 日本評論社. 52-55.
- 片山寛信 (2018) : 当事者が語る児童養護施設のアフターケアの課題とあり方 - 進学者に焦点を当てて -. 北海道医療大学看護福祉学部学会誌. 14(1). 43-49.
- 片山由季 (2016) : 児童養護施設で人生史を扱う実践の可能性 : 親への支援と, 子どもの未来への支援 (特集 人生史と虐待) . 子どもの虐待とネグレクト. 18(3). 子ども虐待防止学会. 311-317.
- Karen A. Randolph & Mark W. Fraser , & Dennis K. Orthner (2004) : *Educational Resilience Among Youth at Risk. Journal Substance Use & Misuse* (39)5. 747-767.
- 河合隼雄 (1998) : こころの処方箋. 新潮文庫. p95.
- 京都市子ども若者はぐくみ局 (2018) : 船出のためのナビ. 京都市.
- 鯨岡峻 (2006) : ひとがひとをわかるということ - 間主観性と相互主体性 -. ミネルヴァ書房. p172.
- 厚生労働省 (2017) : 社会的養護の現状について (参考資料) .
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>
(2020,1,31.取得)
- 厚生労働省 (2017) : 社会的養護自立支援事業等の実施について. 雇児発 0331 第 10 号
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000167411.pdf>
(2020,2,12.取得)
- 厚生労働省(2019) : 社会的養育の推進に向けて. 厚生労働省 子ども 家庭局 子ども 家庭福祉課 .
<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf>
(2020,1,31 取得)
- Mark W. Fraser, (2004) : *Risk and Resilience in Childhood An Ecological Perspective*, 2nd Edition. NASW Press.
- 永野咲 (2012) : 児童養護施設で生活する子どもの大学等進学に関する研究-児童養護施設生活経験者へのインタビュー調査から-. 社会福祉学 52(4). 28-40.
- 檜原真也 (2008) : 児童養護施設の子どもの自己形成のための援助--生活場面の記録の分析を通して. 子どもの虐待とネグレクト. 10(3). 日本子ども虐待防止学会. 344-352.
- 檜原真也・藤澤陽子 (2009) : 児童養護施設の子どもの施設入所をどのように捉えているのか. 臨床心理学. 9(2), 金剛出版. 230-240.
- 認定 NPO 団体ブリッジフォースマイル (2014) : スターラインに厳しい差「退所後の進路」 .
[https://www.b4s.jp/donate/\(2020,1,31 取得\)](https://www.b4s.jp/donate/(2020,1,31 取得))
- Oates RK, Forest D. Peacock A. (1985) : *Self-esteem of abused children. Child Abuse & Neglect*. 9(2). 159-163.
- Richard,Rose& Terry,philpot. (2005) : *The Child's Own Story. Life Story Work Traumatized Children*.London: Jessica Kingsley.
- Rotter,J.B. (1966) : *Generalized expectancies for internal versus external control of reinforcement. Psychological Monographs* 80(1). 1-28.
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (2019) : 今後の児童養護施設に求められるもの. 児童養護施設のあり方に関する特別委員会. 第 1 次報告書. 全国児童養護施設協議会. p11.
- 田嶋誠一 (2009) : 現実に介入しつつ心に関わる. 多面的アプローチと臨床の知恵. 金剛出版. p28.
- 高橋亜美 (2010) : 社会的養護施設退所者の大学進学問題. 高校の広場. 36-39.
- 高橋亜美・早川悟司・大森信也 (2015) 子どもの未来をあきらめない - 施設で育った子どもの自立支援 -. 明石書店.
- 徳永祥子 (2011) : 非行臨床におけるライフストーリーワークの可能性. 司法福祉学研究(11). 日本司法福祉学会. 10-22.
- 上田裕美・小崎恭弘・池谷航介(2016) : 児童養護施設における就学支援の現状・課題・ニーズ - インタビュー調査を通して -. 大阪教育大学紀要第IV部門. 第 65(1). 21-34.
- 山本智佳央・檜原真也・徳永祥子・平田修三 (2015) : ライフストーリーワーク入門.社会的養護への導入・展開がわかる実践ガイド. 明石書店.21-22.

四方曜子・増沢高 (2001) : 育ち直りを援助する. 情緒
障害児短期治療施設でのチームワークによる援助.
臨床心理学 1(6). 751-756.